

裁判員経験者の意見交換会議事録

1 開催日時

平成27年12月4日（金）午後4時00分から午後6時00分まで

2 開催場所

広島地方裁判所大会議室（南棟3階）

3 出席者

広島地方裁判所 刑事第1部部総括判事 小川賢司（司会）

同 刑事第1部裁判長裁判官 丹羽芳徳

同 刑事第2部部総括判事 伊藤寿

広島地方検察庁 公判部長 鈴木敏宏

広島弁護士会 弁護士 小笠原正景

裁判員経験者（1番）（60代 男性）

裁判員経験者（2番）（40代 女性）

裁判員経験者（3番）（60代 女性）

裁判員経験者（4番）（60代 女性）

裁判員経験者（5番）（40代 男性）

裁判員経験者（6番）（50代 男性）

4 議事内容（議題等は別紙質問事項のとおり）

○司会者（小川裁判官）

私は、広島地裁裁判官の小川でございます。広島地裁刑事第一部A合議体で裁判長を務めさせていただいております。

本日、裁判員経験者の皆様方にお集まりいただきまして、大変御苦勞さまでございます。せっかくの機会でございますので、お集まりいただいた皆様から忌憚のない貴重な御意見、いろいろと承ってまいれたらと思っております。どうぞよろしく願いたします。

それでは、早速、意見交換会を始めさせていただきます。順番に質問事項を進めてまいりたいと思います。

まず、質問事項の1番でございますが、これは、裁判員を経験された感想を一言ずつお答えくださいという御質問でございます。

私から、今回、お集まりいただきました経験者の皆様方が参加されました裁判の概要を簡単に御紹介いたしますので、それに続きまして、皆様それぞれ自己紹介代わりに裁判員裁判に参加された全般的な御感想をお話しただけたらというところでございます。

それでは、最初は、経験者1番の方から順番にお伺いしてまいれたらというふうに思います。

経験者1番の方が御参加されました裁判は、強盗致傷事件1件と、それと同じ日に起こした原付バイクのナンバープレート窃盗1件、さらに住居侵入窃盗1件、合計3件の事件を併合して併せて審理判決したと、こういう裁判員裁判でございました。

強盗致傷事件というのは、これは路上強盗の事件でございます。盗んだナンバープレートに付け替えた原付バイクに乗った被告人が、歩行中の女性の方からバッグを強引にひったくって、その女性の方を転倒させて、約2週間のけがを負わせたと、こういった事案でございました。

この裁判に御参加いただきました全般的な感想をまずお話しただけたらと思います。1番の方、どうぞよろしく願いいたします。

○裁判員経験者（1番）

先ほど、裁判の中身について御説明ありましたが、私が感じたところで言うと、その方の生い立ちから始まって、ずっとその経緯になったというふうに記憶をしておりますが、本当の第一歩のところで食い止められる何かがあれば、こういった事件にならなくて済むのではなかったかなというふうな思いが強くありました。

最終的に判決も出たわけですが、その方には待っておられる奥様と言ったらいいんですか。よく分かりませんが、いらっしゃって、その後、会社の方が身受けをされて、ちゃんと社会復帰ができるような条件を付けていらっしゃいました。結構、根回しをされてるなとは思ったんですが、本当に更生されて、そこできちんと生まれ変わっていけば、これが一番いいんじゃないかというふうに私自身感じた一つの感想でございます。

○司会者（小川裁判官）

それでは、次に、経験者2番の方が参加された裁判ですが、性犯罪の事件でございました。強姦致傷2件と、それと強制わいせつ致傷1件、さらに強姦未遂2件、合計5件の性犯罪事件を併合して併せて審理判決したと、こういう裁判でございました。

いずれの事案も路上で面識のない一人歩きの女性の方を襲ったという事案でございまして、強姦致傷2件のうちの1件につきましては、これは、未成年の女の子を工事現場に連れ込んで強姦し、約6日間のけがを負わせたと、こういう事案でございました。

経験者2番の方、裁判員裁判に御参加された全般的な感想をまずお願いできればと思います。

○裁判員経験者（2番）

私が携わった事件というのは、本当に身勝手な、そして、若い女性ばかりを狙ったような事件だったのですが、裁判員裁判に出るに当たって、こんな事件に当たるとは思ってなかったというのが正直なところで、女性として、本当にこの事件にちゃんと向き合えるのかなと思うようなところもありながら、評議の中で意見を述べたような感じだったんですが、やはり市民感情というのが入ってしまったような感じではあったんですが、自分で自分の意見というのをどう伝えていいのかというの

も分からないような感じになってしまって、みんなの意見をたくさん聞きながら自分の意見も整理してやったような事件でした。

○司会者（小川裁判官）

どうもありがとうございました。

続きまして、経験者3番の方から御感想を頂きたいと思いますが、3番の方が参加されました裁判は、今、お話しいただいた2番の方と同じ性犯罪事件の裁判に御参加いただいたところでございます。

3番の方からも全般的な御感想をよろしくお願いいたします。

○裁判員経験者（3番）

まず、裁判員という、なかなか希望してもできないことを経験させていただいたと思っています。

それから、この事件は、表面上というか、ふだん事件が起きたときには、いわゆる表面上のことしか報道されていないんですけど、裁判に参加してみると、大変なことなんだなというのを感じました。それに対してどのような裁判が行われて、どのような判決がなされるのかというのを一通り経験させていただいて、とても良い勉強になったと思います。

○司会者（小川裁判官）

続きまして、経験者4番の方からお伺いしたいと思いますが、4番の方が参加されました裁判は、トップバッターでお話しいただきました、経験者1番の方が参加されました裁判と同じ路上強盗の強盗致傷事件などの裁判でございました。

全般的な御感想をよろしくお願いいたします。

○裁判員経験者（4番）

今、皆さん内容のことを言われたように思うんですけど、私は、私の感想というか、こういう場に来るということが初めてですし、見るものとか、裁判官の方とかいろんな偉い人ですね。非常に日常的でない非日常的なことを見たり聞いたりして、すごい良い経験になりまして、良かったと思います。今後の経験を生かすとかじゃないんですけど、人ができないようなことができて良かったと思います。

○司会者（小川裁判官）

それでは、次に、経験者5番の方から御感想を頂きたいと思いますが、5番の方が参加されました裁判は、強盗致傷1件の事案だったということでございましょうかね。この事案は、先ほど1番の方、4番の方が御参加された裁判と同様の路上強盗の事案でございまして、自転車に乗った被告人が歩行中の女性からバッグをひったくろうとして引っ張って、更には、その女性の顔を殴るなどしてバッグを奪って、約1週間のけがを負わせたと、こういう事案だったというふうにお伺いしております。

5番の方、御参加された全般的な御感想いかがでございましたでしょうか。

○裁判員経験者（5番）

全般的な感想ということでしたので、まず、結論から言うと、良い経験をさせていただいたなということの一言になります。先ほど、皆さん言われてたように、ふだん日常には味わえないというか、裁判所に来たこともない方が大部分だったと思います。その中でこういった一連の裁判を経験させていただいたこと、これはなかなか経験できることではないので、非常に私の人生の中でもプラスになったなというふうに感じております。

ただ、しかし、そうは言っても、やる前は非常に正直面倒だなと、はっきり思っていました。選ばれたというか、選任手続ですね。あの辺りで、どうせ行っておけば義務は果たせるんじゃないかなというような感覚はあったんですが、結果、選ばれ

て最後までおり、またこの意見交換会にも参加させていただく経緯になりまして、選ばれたからにはやっぱり責任を持ってやりたいなという気持ちはあります。参加する前ですね。やはりこういうのに選ばれると、いろいろ見たり聞いたりするんですけど、テレビとかでよくニュースになることで、例えば、ビデオですごいひどい映像を見て、ストレス障害になって国を訴えたとか、そういったニュースとかもありますので、どんなもんなんだろうというような感じのことはありましたけども、幸いにもこのたびの参加させていただいた裁判につきましては、被害者の方も死に直結するような形ではなかったですし、加害者の方も罪を認めたということで、評議自体は比較的スムーズにできたんじゃないかなというふうには感じております。

そういったことで、またこういった機会があれば、是非参加したいなというふうには思っております。

○司会者（小川裁判官）

それでは、最後になりましたが、経験者6番の方の御感想を頂きたいと思います。6番の方の参加されました裁判、殺人未遂1件、それと、その際にサバイバルナイフを携帯したという銃刀法違反1件、こういった事件からなる事案だったというふうにお伺いしているところでございます。

殺人未遂の犯行というのは、かつて内縁関係にあった女性をサバイバルナイフで刺すなどして殺害しようとしたが、女性の方の同伴者らに制止されるなどしたため、約1カ月間のけがを負わせるにとどまったと、こういう事案だというふうにお伺いしているところでございますが、この裁判に参加されました全般的な感想を頂戴できればと思います。よろしくお願いたします。

○裁判員経験者（6番）

まず、率直な感想といいますと、非常に大変でした。

殺人未遂ということで、人の生死に関わったようなところの裁判を自分が裁判員

裁判の中で扱うということになって、ものすごく時間も、1週間ぐらいかけての審理でしたし、かなりいろいろなことを家に帰っても考える時間が、裁判に集中する時間がすごく長かったように覚えてます。

とは言いましても、皆さんがおっしゃられましたように、ふだん体験できない司法の場に来ることができて、自分にとってはすごく良い経験になりましたし、実は、本日、初めて傍聴をさせていただいたんです。裁判員を経験した上の檀からと、また傍聴席から見る姿と、両方見ることによって、当然、今までもいろいろ裁判員制度に対してもたくさん本も読みましたし、今、余り経験者が多くない中で、いろいろなことを皆さんに伝えていけることができるようになったのではないかなということ、最終的には良い経験ができたと思っております。

○司会者（小川裁判官）

それでは、続きまして、審理についての感想を伺ってまいりたいと思います。

皆様、御参加いただきました裁判、まず、法廷での審理に御参加いただきまして、法廷での審理が終わりましたら、今度は評議室での評議ということで、審理と評議に御参加いただいたところでございます。

まず、最初に御参加いただいた審理について御感想を伺ってまいれたらと思えます。

質問事項として挙げさせていただいておりますのは、法廷での審理に分かりにくい点はありませんでしたかという点、さらに、検察官と弁護人がされた冒頭陳述は、その後の証拠調べをお聞きになる上で役立ちましたかという点、さらに、証人尋問や被告人質問でなされたやりとりは十分理解できましたかという点、三つほど質問事項を挙げさせていただいてるところでございます。

まず、審理全般について、何か分かりにくい点がありませんでしたかという質問について、何か御意見、御感想、おありの方がいらっしゃいましたら、お伺いできればと思います。この辺りからは、皆様、合図していただければ、その方を御指名

させていただくこともできますし、私の方で順不同でお尋ねさせていただくかもしれません。

あるいは、逆に、審理、参加いただいて、どういう感想を持たれたかという、分かりにくい点があったかという点に限らず、審理に参加された感想全般ということでも結構でございます。法廷での審理はどうだったかというところですが、どなたか御意見、御感想ございますでしょうか。

特に、分かりにくかった点ということで、印象に残られている点というのはございませんでしたでしょうかね。いかがでしたでしょうか。

どうぞ、裁判員5番の方。

○裁判員経験者（5番）

審理についてなんですけど、比較的、裁判員裁判ということで、分かりやすく説明していただいたと思っておりますが、やはり素人には、何のこっちゃというようなことは多々ありました。ただ、その分、評議であればこういうことですよ、こういうことですよというような説明を裁判官の方がしていただいていたので、特に問題なくというか、分かりにくいというようなことはなかったと思っております。

○司会者（小川裁判官）

具体的に、どういった点が分かりにくい部分だったかというのを、何か記憶に残られてるところございますか。

○裁判員経験者（5番）

最初の冒頭陳述から、何であんな分かりにくい言い方をするのかというのが。

評議全般もそうなんですけど、一つの言い回し、揚げ足を取るわけではないんですけど、いろんな観点から見直してというようなことを繰り返し、そういうものだと言われれば、そういうものなんだろうけど、何か歯がゆいというか、そういつ

た印象を受けたというようなことですね。

○裁判員経験者（3番）

私が携わった事件は、一人の被告の方が事件を幾つも起こしてる裁判でしたので、一つ一つ証拠調べとかいろいろあって、私なんか年齢的にそれを一度にまとめて評議するというのがすごく難しかったような気がしますけども、裁判官の方とかが私たちに分かりやすく説明してくださったので、それは何とかできたんじゃないかなと思っています。

○裁判員経験者（1番）

さすが検察官の方は、うまく時系列にまとめ上げられて、我々、素人でも見やすく理解できるような文章を作っておられたのが非常に参考になりました。ちょっと私の頭では、もう、あのような文章はできないなというふうに理解もいたしました。今後のことと言うと、多分、どなたも分かりやすい文章で書かれるんだろうなというふうには理解をさせていただきました。

ちょっと気になることが一点あるんですが、検察側と弁護側の、要はしゃべり方なんです。ちょっと私が個人的に思ってるんですけども、検察官の方は、どちらかという、尋問的な、要は答えをどうだったの、こうだったのというふうに確認をされながら、御本人の意図とするところでないことを吸い上げようというふうな、少しそういう感じをしたという点と。弁護される方は、さすがにその方を弁護していらっしゃるなというふうな言葉遣いが非常に勉強になりました。

○司会者（小川裁判官）

今、1番の方から検察官の冒頭陳述、これが時系列に沿って整理された内容で、分かりやすかったというお話ございました。冒頭陳述がその後の証拠調べをお聞きいただく上で役立ったかどうかという点につきまして、今の1番の方のお話からし

ますと、検察官の冒頭陳述は、その後の証拠調べをお聞きいただく上で、非常に役立ったと、こういうことになりましようかね。

他の皆様、冒頭陳述、口頭で法廷で説明されまして、さらに配布資料ということでも冒頭陳述の資料も書面で配布されたかと思えます。そういったものをお手元に置いていただいて、その後の証拠調べをお聞きいただいたところかと思えますが、冒頭陳述の中身というのが証拠調べをお聞きいただく上でどのぐらいお役に立ったか。先ほどの5番さんのお話からすると、ちょっと分かりにくい点がおありだったというところもございましたでしょうか。冒頭陳述、どちらのどういったあたりが分かりにくかったというようなところも、御記憶あればお話いただけますでしょうか。

○裁判員経験者（5番）

独特の言い回しというか、詳しく覚えてないというか、一語一句覚えてないんですけど、多分、ふだん使わないような、個人的なことかもしれませんが、言い回しというのがあったので、ちょっと分かりにくかったかなという感想がありました。

あと、言い回しという点に関しては、例えば、携わった事件、例えば、何メートル引きずって、どうこう、こうこうと、詳細に書いてはいるんですけども、それによってなかなか情景が浮かばなかった、最初のうちですね。後々、説明していただいて分かっては来るんですけども、そういったところが少しあったかなという感想です。

○司会者（小川裁判官）

他の皆様、冒頭陳述でお聞きいただいた内容、あるいは配られた書類に書いてあった内容、どのぐらいお役に立ったかというところの御感想、御意見いただきますでしょうか。いかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者（6番）

私は、冒頭陳述で配られた資料というのは、後々、物すごく役に立ったというか、先ほど1番の方がおっしゃられましたように、時系列どおりに本当に書いてありますし、非常に後から何遍も何遍も見直して役に立ったなど。しかも、分かりやすく書いてあったという印象を受けてます。

自分の中で、審理の中で思ったことは、裁判官の方々も皆さんですし、裁判員の方々も皆さんもなんですけど、すごく検察の方や弁護士の方がおっしゃられることを事細かくメモを取られてる。私も当然それを一生懸命するんですけども、なかなか追いついていかない。専門的な用語があるからというところもあるのかも分からないですけども、そこにはすごく苦労した印象を持っています。

○司会者（小川裁判官）

他の皆様、冒頭陳述について、何か御意見、御感想おありでしたら、伺いたいと思います。いかがですか。

○裁判員経験者（2番）

私もやっぱり検察官の書類で出してくださった分に関して、すごく役に立ちました。そして、話し方というのが私たちに分かるように、一言一言をかみ砕いたような言い方で、理解できない人にも分かりやすく説明してくださったので、事件の内容がすごく分かりやすかったので、理解しやすかったです。

でも、性犯罪事件ということで、分からない言葉というのが結構あったんですけど、でも、聞けなくて、後で帰り際に仲よくなった女性の方に聞いたりとか、その点はもっと詳しくちゃんと教えてほしかったというのがありました。

○裁判員経験者（4番）

1番の質問に通ずるんですけど、何分初めてでしたので、冒頭陳述は十分理解できたかというのは、その場では理解したつもりでした。だけど、やっぱり、皆さん

はどうかあれですけど、私なんか結構ミーハー的な考えで参加しましたので、余り深く考えてなくしましたので、ふんふんとすごく納得したというか、そんな感じですね。そんな疑問とか余り思いませんでした。

○裁判員経験者（3番）

皆さんがおっしゃったように、検察官の方の御説明はよく、分かりやすかったと思います。ただ、メモをするようにと資料とかいただいたんですけど、私は、メモをするゆとりはなかったです。メモをしてると、実際の審理を聞き逃してしまうような気がして。

○司会者（小川裁判官）

もう一点質問事項として挙げさせていただきましたのが、証人尋問や被告人質問でなされたやりとりが十分理解できましたでしょうかという御質問でございます。証人尋問や被告人質問の進め方、あるいは話の聞き方、そういったところに何か問題を感じられたかどうか、そういった辺り、もう既に少しお話が出てたところかもしれないませんが、改めてお伺いしてまいりたいと思いますが、いかがでございましょうか。何か尋問、あるいは被告人質問、法廷での直接的な質疑応答のやりとりをお聞きいただいたわけですが、何か理解しがたい点ございませんでしたでしょうか。特に、経験者6番の方が参加されました裁判は、検察側の証人として、被害者の方と関係者3人ほど証人尋問されたということでございますでしょうか。さらに被告人質問があつて、弁護側の証人として被告人のお母さんの尋問もあったと。そんなふうな証拠調べがなされたと思いますが、たくさんの方のお話をお聞きいただいたかと思いますが、いかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者（6番）

そうですね。証人の方がたくさん立たれて、一つの真実に対してたくさんの方が

おおむね同じようなことをおっしゃられてるのと。あと、被告人は否認をしてましたので、正反対のことを言っていましたので、そこに本当のことはどちらなんだろうということを見抜くということはおかしいですけれども、どうしたら真実が導き出されるんだろうということを注意しながら常に聞いてました。先ほども言いましたように、それをするためにも、とにかくやっぱり書くことを私は一生懸命やって、後から何度も何度も見直した記憶があります。

証人尋問だったかな。証人の方が別室でモニターで答えたりとか、あと、パーティションで区切って証人の方が証言されたりとかという裁判でしたので、私らの裁判員側は、モニターが目の前にあってよく分かったとは思いますが、パーティションで区切る方と別室でモニターでされる方の違いは何なんだろうなというのは不思議には思いながら受けて、でも、その場では余り深くは考えなかったんですけど、後から考えると、パーティションで区切るのも、別室でモニターでするのも一緒かなと思ってました。ちょっと何かごめんなさい。支離滅裂なあれですみません。そんな感想を持ちました。

○司会者（小川裁判官）

経験者5番の方の裁判では、被害者の方の証人尋問もございましたんでしょかね。被害者の方の証言、それと被告人質問での被告人の話、聞き比べていただけたということだったかと思いますが、証人尋問、被告人質問のやりとりいかがでございましたでしょうか。何か御記憶に残ってることございましたでしょうか。

○裁判員経験者（5番）

この法廷での審議で、いろいろ証人尋問、被告人質問と全般的なことを考え、今もちょっと考えてたんですけど、進行の進め具合だとか、これをやって、これをやってというのは、何分、皆、初めてだったので、こんなもんなのかなと。こういう感じで、こういうふうに進めていくんだなというふうな感じを思いながら聞いてま

した。その中で被害者の方が証人尋問に立たれたわけですし、被告人の方も被告人質問してたんですが、この裁判では自白されて、論点がやったやらないの話ではなくて、その中の細かい、ここはやった、ここまでやったけどここはやってないとかという、そういう記憶の手繰り寄せみたいな感じの裁判でしたので、一部食い違っている部分もあったんですが、おおむね認めてるじゃんというような、すみません、感覚でした、正直。

印象に残ってるといえば、弁護人の方の質問がすごい人情あふれるような感じのイメージの方で、良い悪いは別として、印象に残ってます。悪いように見えたのかな、多分。失礼いたしました。

○法曹三者（丹羽裁判官）

経験者5番の方の裁判長をしてたんですけど、ちょっと補足をさせていただくと、自転車に乗った被告人が通りがかりの被害者の方のハンドバッグをつかんで、そのまま引きずって、倒して、バッグを奪って逃げたという、そういう強盗致傷事件なんですけども、やったことは認めてるんですけども、結局、バッグをつかんだ地点からどのくらい被害者を倒して引きずったのかというところについて、検察官は約16メートルと言い、弁護人は七、八メートルかな、八、九メートル、そんなようなところが争われてるという事件でありまして、証人尋問や被告人質問でどこでつかまれたんですかとか、どうやって動いたんですかという話を聞いても、うーんという感じの、まさにそれが記憶の手繰り寄せのような話になりまして、時間が過ぎていきました。そういう事件のお話ですので、それを思い描いていただくと、今の5番さんのお話が分かるんじゃないかと思しますので、補足させていただきました。

○司会者（小川裁判官）

2番さん、3番さんが御参加いただいた事件、先ほど、3番さんからお話ござい

ましたとおり、五つの事件を併せて裁判したものですから、証拠調べにつきましては、五つの事件を時系列順に大きく二つに分けて、第一事件、第二事件、それと第三事件から第五事件までと、こういう形で大きく二つに分けて証拠調べを行って、被告人質問につきましても、それに合わせて二回実施させていただいたと、こういうような証拠調べの進め方で行っていただきました。残念ながら証人の方がいらっしやなかったわけなんですけども、被告人尋問お聞きになられての御感想、何かございましたでしょうか。弁護人の質問がどうだった。検察官の質問がどうだったというところ、何か印象に残られたところございますか。いかがでしたですか。

○裁判員経験者（2番）

被告人質問というよりも、一方的な検察官からの尋問みたいな感じになって、両者が検察官のような感じになっていたので、被告人がかわいそうに見えてきたりもするようないところがありました。そして、右からか、左からかとか、そんなどっちでもいいようなことにこだわってる被告人が、ちょっと分からなかったというところもありました。

○司会者（小川裁判官）

ありがとうございます。

そうなんです。右からだったのか、左からだったのかという、何か起訴事実にある細かいところが話が食い違っていたりというところ、被告人質問でその辺りが取り上げられたりもしたんですかね。

2番さんから、どっちが弁護人が分からないような感じだったというお話ございました。3番さんどんな印象でしょうか。

○裁判員経験者（3番）

事件が事件ですから、被害者の方は出てこれないですし、被害者の方の親族の

方のお手紙とかが出てきたんですけども、それは気持ちはよく分かるような内容でした。被告人もまだ若い人で、被告人の証人というか、情状酌量になるような証人の方もおられなかったし、ちょっとその点はかわいそう、かわいそうと言ったらあれですけども、その被告人の生い立ちとかも影響してるのではないかなと思ったんですけども、そういうことが弁護人の方からあったとは思うんですけども、余り感じられないような内容だったように思います。

裁判というのは、検察官と弁護士が丁々発止とやってるというのをドラマなんかでは見るんですけど、全くそういうことはなかったですね。

○司会者（小川裁判官）

1番さんと4番さんが御参加されました裁判では、被告人質問の他に、1番さんちょっと冒頭でおっしゃいました弁護側の情状証人の方がお二人来られて、尋問を実施したというところでございました。被告人質問や情状証人の尋問について、何か尋問のやり方などで御感想ございますでしょうか。

○裁判員経験者（1番）

実は、被告人のちゃんとした方が身元請人になられるんだろうと思うんですけども、ちゃんと弁護をしてらっしゃって、少しでも刑を大きくしてほしくないというふうなお言葉も耳にしたんですが、その辺で言うと、人間味としてすごく心を痛むというか、こういうことではあってはならないんでしょうけども、つい、私、素人なもので、感情が若干心の中に残るような思いがありましたのですが、そういったところで本当に最終的な量刑になってしまうときに、いろんな事例を出されておられましたけども、すごく心を痛めたという記憶があります。

○司会者（小川裁判官）

情状証人に立たれましたのは、勤務先の上司の立場にあった男性と、それと被告

人と内縁関係にあった女性の方お二人でしたですけども、証人尋問、被告人質問、4番さんは何か印象に残っておられるところございますでしょうか。いかがでしたですか。

○裁判員経験者（4番）

そのときに、私が一番、多分、厳しいことを言ったと思うんですけど、許されないということですね、被告人を。その人に対しても弁護してあげる人がいるということは、どう言うんですかね、優しいというか、その弁護する人が心が広い人だなと思いましたね。私でしたら、多分、できないなど。

○司会者（小川裁判官）

審理についての御感想をいろいろ伺ってまいりましたが、検察官や弁護士さんから、何か審理の関係でお尋ねになりたいことございますでしょうか。いかがですか。

○法曹三者（鈴木検察官）

先ほど来、メモを取るのが大変だというお話が結構出てるかと思うんですけど、それだけで解決できるかどうかは分からないんですが、ちょっとスピードという面では、冒頭陳述、尋問等も含めて、ちょっと早過ぎるとか、そういうことはあったでしょうか。それとも、そういう問題ではなくということなのか。一番ぱっと思い浮かべるところとしては、スピードをもうちょっと緩めれば、少し楽になるのかなというところもあるもので、そこら辺はどうお感じになりましたでしょうか。

○裁判員経験者（6番）

スピードという面では、非常に裁判長は気を遣っていただいて、やっていただいたようには思います。が、どうしても、やはり被告人なり、証人なり、いわゆる

キャッチボール的なところがどうしても、やはり言葉ですので、あるので、どうしてもそれを文字に起こそうと思うと、少し慣れてないせいもあるのか、時間が掛かるので難しいのかなというところがありました。ですので、例えば、言葉ですので、キャッチボールをしていただいている最後のところで、少し書き留める時間を、例えば、裁判長の方でとっていただくように、そういう時間をとっていただけるのであれば、一般の裁判員の人間、5人いますけれども、そういったことをすることができるのかなというのは印象としては思いました。

○裁判員経験者（3番）

私は、メモを取るのを止めたと言ったんですけども、事件では、被告人も全てのいろいろな内容をほとんど認めてたんですよね。そういう内容も全て資料として作ってくださったので、メモを取らなくてもよかったということもありました。

○司会者（小川裁判官）

確かに、事実の争いがある事件と、そうでない事件とでは、メモの必要性というのが違ってまいるかもしれませんですね。

○法曹三者（小笠原弁護士）

5番さんが先ほど言い回しとか、用語がよく分からないとか、多分、強盗の事件なんで、「反抗を抑圧し」とかですね、「姦淫して」とか、「いたずらに性的刺激を」という言葉が多分出てきてしまってるのかなと思ったんですけど、裁判員裁判が始まる時に分かりやすい用語に書き換えようという運動があって、かなり徹底的にやってたんですけど、今、6年も経って緩んできて、僕たちも「反抗を抑圧し」とすぐ言うてしまうようになってるんですよね。用語や言い回しが分かりにくいということは、随所にあっただのかどうかということをお聞きしたいのが一点と。

それから、メモのところなんですけど、弁護士会側としては、なるべくメモを取

らないように、アメリカの陪審はメモを取っちゃいけないことになってますので、とにかく聞いていただくことに集中させようというように、弁護士会側は今やるところなんです。ですから、大体、ペーパーレスで冒頭陳述とか弁論をやるように心掛けてるんですけど、でも、実際に、評議をされると、やっぱりメモがあったほうが分かりやすいというのがあって、現実にはメモを取られたことで、評議のときに役に立ったものがあったのかどうか、それをお聞きしたいんです。

○司会者（小川裁判官）

メモのお話が引き続き出ましたので、その点いかがでしょうか。

○裁判員経験者（6番）

メモに関しては、評議のときに、私自身はすごく役に立ったと感じています。他の方、また、裁判官の方もメモを取られてて、評議のときにお互いの意見を言うのに、やはりそれを見ながら短時間の中でなれてない裁判という環境の中で、後から思い出してするには、やはりメモというのは必要かなと。

ただ、おっしゃられるとおり、非常に冒頭陳述にしても、証拠にしても、なるべく文章化されてるというのは、もちろんあるのかなというイメージはありました。

○司会者（小川裁判官）

他の皆様方で、今のメモの関係ですとか、あるいは難しい専門用語などの関係で何かございますでしょうか

どうぞ、5番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者（5番）

難しいか難しくないか、はたまた個人的なことだとは思いますが、言い回しと言いましたけども、そもそも、ふだん生活してる中で、例えば、ここに出てく

る被告人だとか、量刑だとか、評議だとか、ふだん使わないんですね。それをそれ以上かみ砕けないんでしょうけど、スッと入ってこないんですね。なので、理解するのにちょっとずつ遅れていくのかなというような認識と捉えていただきたいということです。資料と映像と同時に説明していただいているので、内容的には、最終的に分かるんですけど、先ほどスピードの問題もおっしゃってましたけども、スピードが速いか遅いかは、ちょっと初めてなもので、こういうものかという思い、認識でしかないので、ちょっとそこら辺は分からないんですけど、ただ、漢字がスッと入ってこなかっただけかなというふうに感じてます。

○司会者（小川裁判官）

耳で聞いていただいても漢字が思い浮かばないというのは、そういう言葉もございますよね。2番さんから、先ほど、分かりにくい言葉、帰り際に他の方と話しされてたと。私に聞いていただければなんていうふうに、こちらから御説明しなかったのもちょっとあれなんですけども、何かございますでしょうか。難しい言葉ですとか。

○裁判員経験者（2番）

メモの件なんですけど、私的には、かなりずっとメモを取り続けたんですが、評議室に戻った後、また見たときに、そこまで書くことが必要であったかなと思ったのが一番でした。結局、検察官の方が出してくださってる資料を見ると、大体の要点がそこに詰まっていたような状況で、私の書いたメモは、そこまでの、ただ、ずらずら書いてるというだけで、やっぱり余りメモは取らずに、審理をちゃんとじっくり聞くということの方が大切だったのかなと、今では思い返したらちょっと思います。

○裁判員経験者（6番）

このようなことを申し上げていいのかどうか分からないですけど、自白の段階で、いわゆる被告人が自白している場合と、私の場合は否認をしてたんですけども、そこにメモの必要性の有無というのが出てくるのかなというのを、今の2番の方がおっしゃられたのを聞いて感じたんですけども、例えば、裁判員裁判の進め方の中で、否認をしているのであれば、その辺を裁判所の方からメモを取る。若しくは、自白をしているのであれば、ある程度ペーパーになってるものがあるので話に集中してくださいとか、そういうようなアドバイスのなものもいただいてもいいのかなというふうに、今ちょっと思った次第です。

○法曹三者（丹羽裁判官）

今、貴重な御指摘をいただきましたので、そういうふうに努めたいと思っています。裁判官にもよると思いますけども、事前に法廷の見学なんかをさせていただく時間があるときには、実は、録音録画のシステムがありますというような説明を、証人尋問や被告人質問で録音録画をしていますというのは、説明と併せて、そういうことで後で気になるところは見返すことができますとか、質問したいことや気になったことはメモしていただくことは止めませんけれども、基本的には、メモを取らなくても評議ができるような審理になっているはずですよという説明はさせていただくこともありまして、それが徹底できるといいなど。個人的にもいいなというふうに、今、6番さんの御意見を伺って思いましたので、これから努めたいと思っております。

○司会者（小川裁判官）

それでは、お時間の関係もございますので、次の質問事項、評議の関係の御質問に移ってまいれたらというふうに思います。

今回、評議の関係、特に量刑評議の関係について、いろいろと皆様の御意見、御感想を伺えたらなということで、評議に関する質問を少し多目に出させていただきます。

たところでございますが、もちろん御参加いただいている際にも、お話し申し上げましたとおり、評議の秘密ということで守秘義務があるというようなお話をさせていただいたところございまして、この意見交換会の場におきましても、評議の中身にわたるような、まさに守秘義務に関わるような、そういったことまでお話しただこうということではございませんで、評議の進め方、評議のやり方について、皆様の御意見、御感想を頂戴できたらということで、評議に関する質問を出させていただいたところでございます。

まず、評議に関する一つ目の質問事項でございますけども、これは全般的に評議におきまして、御自分の御意見、十分に述べることができたでしょうかと。評議の時間は適切だったでしょうかということ、評議全般についての御感想をお伺いしたいというところでございます。評議についての御自分の御意見はおっしゃっていただけただか。十分に議論ができたかというところについての御感想はいかがでございましたでしょうか。

○裁判員経験者（2番）

自分の経験上からしたら、十分に私は意見を述べたと思います。未熟だから、何か要らないことを言ったような気がしました。

○裁判員経験者（1番）

先ほど来、お話があって、我々が携わった事例については、結構、審議されたなというふうに感じておりまして、それで量刑についてもいろんな事例をパソコン上に出されて、その中で大きな幅があるんですが、その中で、ではどうでしょうかというふうな評議の最終的なことになったわけだと私は思っているんですけども。

そういった中で皆様の御意見をまとめた中で、採決されたというふうに理解をしております。

○司会者（小川裁判官）

ありがとうございます。他の皆様も評議，御参加いただいた御感想など，率直なところをお伺いできればと思います。いかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者（6番）

評議のほうは非常に活発にできましたし，十分意見を言うことができました。特に評議室で裁判長始め裁判官の方々がすごく雰囲気，自由な意見を出しやすい雰囲気を作っていただきましたので，評議の時間とまた休憩時間にも裁判員と補充裁判員さんがチームになったような感じで，非常にいい評議ができたとは感じています。

○司会者（小川裁判官）

どうもありがとうございます。

○裁判員経験者（5番）

先ほど6番さんが言われたような感じで，僕も非常に裁判長及び裁判官の方の丁寧な対応というか，上手な引き出し方とかというような感じで，十分に議論，評議の時間があつたと。皆さん初めての方ばかりですので，活発に自分から意見を言う方というのはなかなか多分少ないんじゃないかなという中で，ただその方もやはり思うところが絶対あるはずなので，それを上手に，先ほど6番さんおっしゃったようにうまくチームとして引き出したんじゃないかなというふうには感じました。

○司会者（小川裁判官）

ありがとうございます。

2番さん，3番さんが参加された裁判での評議はどんな感じでしたでしょうか。

○裁判員経験者（3番）

私たちも評議の時間は十分に取れたと思います。初めのうちはみんななかなか自分の意見を言えなかったと思うんですけども、何日か集まってお話ししているうちに、だんだん自分の意見も言いやすくなっていったと思うし、それから裁判官の方がいろいろなお話を示していただいて、全部自分が背負わなくてもいいというか、そういう気持ちでできたような、私はそういうふうに思っています。

ただ裁判官の方は大変だなと思いました。私たち素人をうまくまとめてくださるというか、その時間があつたらもっと仕事がたくさんできるんじゃないかなと思いました。

○司会者（小川裁判官）

2番さん、いかがでしたか。

○裁判員経験者（2番）

やはり3番さんがおっしゃったように、初めは何もしゃべれなかったんですけども、後々裁判官の方も一緒にランチをとったりして和やかな雰囲気になってくる中で、自分の意見を少しずつ言えるようになって、最後には十分な意見が述べられたのではないかなと思いました。

○司会者（小川裁判官）

皆様御参加いただいた裁判は全て有罪の判決ということで、量刑の評議をしていただいたわけですが、量刑評議に当たっては裁判官から量刑を決める際のルールや考え方についての説明があったかと思います。量刑を決める際のルールや考え方、そういったところについての裁判官からの説明は御理解いただけたかどうかというところも御質問させていただけたらと思います。

これは量刑を決める大前提となる、刑の幅が法律上こういうふうに使われていま

すとかというのは、もちろん大前提として説明させていただくわけですが、具体的にこの被告に対する刑を決めるに当たって、どういったふうにお考えいただくのか、私の場合ですと被告人が罪に問われている行為を中心に考えていただきたいんですというようなことを御説明させていただいたり、あるいは刑の公平性と、こういった観点で公平性というところも大事にしてお考えいただきたいんですといったところを御説明させていただいたりしているわけですが、裁判官からの説明、御理解いただけたかどうかというところを皆様からお伺いできればと思います。いかがでしたでしょうか。どなたからでも結構でございます。

5番さん、どうぞお願いいたします。

○裁判員経験者（5番）

5番です。量刑を決める際のルール、考え方について説明がありまして、分かりやすかったです。先ほどちらっと出ました、僕なんかはちょっと、こいつ悪いことしたらもっと量刑を重くすればいいんじゃないかなとかいうような感じを単純にやはり思うんですが、やはりその中でも一つのルールというものもあり、公平性というのも十分説明していただいた上での話、御説明いただきましたので非常に分かりやすかったです。

あとこの質問6にもありますように、データですね、ああいったものをこういった事例は大体こういう形で判決がなされているなとグラフ化されたものも非常に参考になりましたし、自分の判断をする上で分かりやすかったというふうに思っております。

○司会者（小川裁判官）

今、5番さんからお話しいただきましたとおり、今回質問事項に挙げさせていただいている6番の問題、量刑評議の中で同種事案の量刑データをまとめた量刑分布グラフなどの資料が示されたと思いますが、そうした資料を参照することの意味に

ついて、御理解、御納得いただけたかどうか、資料の内容は量刑評議に役立つものだったかどうかと、こういった点についてもお話しいただいたというところですが、この点も含めまして量刑評議の進め方について、印象に残っておられることを御感想など、他の皆様からも承ってまいれたらと思います。いかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者（6番）

5番の方もおっしゃられましたように、ルール、考え方の説明というのは非常に分かりやすかったと思います。特に執行猶予の考え方というのは、私ら素人では分からないところであったんですけども、何年以上の刑になれば執行猶予はつかないよとか、そういったことも分かりやすく説明していただきましたので、量刑を決める際に非常に参考になりました。

それで先ほどの6番の量刑評議のデータですね、こちらも同種案件、なかなか同じような案件が見つからずちょっと幅を広げたりとかして、何度か出し直していただいたんですけども、素人が量刑を決める際には非常に有効なデータなのかなというのは感じました。

○司会者（小川裁判官）

丹羽裁判長や伊藤裁判長の裁判に御参加いただいた皆様からは、説明が分かりやすかったとこういうお話がございました。私、担当させていただいた裁判に御参加いただいた皆様から御感想を伺うのがちょっと怖いような気もしますが、いかがでございましたでしょうか。

4番さん、いかがでございましたでしょうか。

○裁判員経験者（4番）

大変参考になりまして、分かりやすかったです。量刑を決めるに当たって、何か

怖かったです。裁判長さんがおっしゃられた、この事件に関して決めてくださいというようなことを言われて、すごくよかったと思います。その子の生い立ちとかなんとかよりはいいんじゃないかですね、この刑を犯したことに対しての量刑を決めるということを何回か言われたのが印象に残っています。ありがとうございます。

○司会者（小川裁判官）

経験者1番さんも先ほど来、量刑のデータのお話なども出していただいております。いかがでしたでしょうか。量刑評議の進め方につきましては。

○裁判員経験者（1番）

初めての経験でありましたが、理解しやすいように出されておられて、それで評価の仕方もいろいろアドバイスがございまして、評価というにはちょっと問題がある言葉かもしれませんが、分かりやすい内容で最終的には検察側もその刑でよろしいでしょうというふうな、うまくまとまった裁判であったかなというふうに思っております。

○司会者（小川裁判官）

何か無理やり分かりやすかったと言わせているような感じにならないようにしなくちゃいけないんですけれども。

2番さん、いかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者（2番）

裁判長からの説明に関しては、とても分かりやすかったというのが率直な意見です。ただ、データ化されているものに関しては、やはり性犯罪というのもあってか分からないんですが、本当によく似た事件というのがなかなか見つからずに、余り参考にならなかったと思いました。ただ裁判長も他の裁判官の方々も、データとは

別のところで事例的なところの説明をしてくださったので、その辺で参考になりました。

○司会者（小川裁判官）

そうなんです、なかなか五つの事件を犯した被告人に対する量刑ということになりますと、量刑データのとり方もなかなか難しい部分がありました。

3番さんはどんなふうな感想など持たれましたでしょうか。

○裁判員経験者（3番）

私も2番の方がおっしゃったのと同じような印象を受けました。本当、裁判長始め裁判官の方のいろいろな説明はよく分かりやすく説明してくださったんですが、参考資料として出されたいろいろなこの事件はこういう量刑だったよ、こういう刑になったよというデータは、事件が五つだったせいもあってちょっとどれに当てはめたらいいのかとか、どれを1番に考えたらいいいのかとか、というふうな何か迷うというふうなところがありましたね。でも結局、検察官の方からの求刑に対して、やはりそうなのかなと思うような事例があったりして、やはりないよりはあったほうがいいと思います。

○司会者（小川裁判官）

ありがとうございます。一つは刑の公平性というところで、同種の事案、その量刑傾向、量刑データというところも参考にさせていただくわけですが、判断材料中心となりますのは、その事件についての法廷で調べた証拠、これが判断材料になったわけでごさいます、量刑に当たっても法廷で調べられた証拠を判断材料にしてお考えいただいたところかと思います。

そういった意味で5番目の質問でございますけれども、審理の締めくくりに行われました検察官の論告求刑あるいは弁護側の弁論は、量刑評議に当たってどの

程度御参考にさせていただけたか、検察側の最終的な御意見、弁護側の最終的な御意見、量刑評議の際にどの程度御参考にさせていただけたかというところを伺ってまいりたいと思います。

最終的な論告弁論での御意見も検察側は論告メモとかあるいは論告要旨とかといった形で書面にまとめていただいたものを配布いただいておりますし、弁護側も弁論要旨とかあるいは弁論メモというようなタイトルで書面にまとめたものを配布いただいております。私どもその論告や弁論のメモとして配られたものを参考にさせていただきながら、量刑の評議をさせていただいているわけですけれども、論告や弁論、どのぐらい御参考にさせていただけたかというところの御意見、御感想いただけたらと思います。いかがでございましたでしょうか。

1番さん、4番さんが御参加いただいた強盗致傷事件の関係では、検察側の論告では犯行態様や被害結果、更に動機や経緯、再犯の恐れ、そういったところをポイントとして挙げて論告されたかと思います。一方弁護側の方では犯行後の反省や謝罪、さらに将来の更生環境や過去の生育環境、そういったところを主に弁論で取り上げられていた内容だったかと思います。どの程度御参考にさせていただけたかというところでございますけれども、1番さん、何かございますでしょうか。

○裁判員経験者（1番）

全般をこう通して見ると、さすがに頭のいい方だなと皆さん思いました。我々初めての経験なんですけど、最終的にうまいこと、うまいことまとめるというのはちょっと変な意味でしょうけれども、納得のいくような、被害者にしても多分されただろうと。

あとちゃんと償いをされたかどうかは分かりませんが、それなりの評決になったのではなかろうかなというふうに思っております。

○司会者（小川裁判官）

4番さんは論告や弁論，検察側から，弁護側から提出された資料，どれぐらい量刑評議で役立てていただけましたでしょうか。

○裁判員経験者（4番）

一応，もちろん初めてのことで分かりませんので，結構参考にはさせていただきました。でも結局，弁護人は弁護するのが仕事ですから，それはもちろん参考にしましたけれども，やはり自分の意見を通しました，最後は。

○司会者（小川裁判官）

5番さんが御参加いただいた事件も強盗致傷事件でございますけれども，検察側の論告ではやはり先ほども申し上げましたと同様，犯行態様や動機，経緯，そして被害結果や被害感情，そういったところを検察側は論告で指摘されておりまして，一方弁護側は過去の生育環境や前科前歴がないこと，犯行後反省していることに加えまして，5番さんの参加された事件では弁護側も事件そのものについて強盗致傷の事案としては決して重くない事案ではないでしょうかという，そんなふうな弁護側の指摘もあったようでございますけれども，論告や弁論，どのように参考にしていただいたか，いかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者（5番）

この締めくくり，まさに締めくくりの最後の論告弁論ですね，これだけをとって参考にしたという感覚ではなかったもので，ちょっと余り用意していなかったんですけども，これまでの経緯の流れから最後の締めくくりでまさにこういう流れだったのかといま一度思い返して，また弁護人の方の弁論も思い返しながらかえたわけなんですけれども，これだけ参考になったかどうかという話になるとちょっと返答に困るんですけども，それまでの経緯を含めて改めて言っていただいたという感覚ですね。もしかしたらこれで考えが変わることがあるかもしれないんですけど

も、僕の場合このときは復習でした。

○司会者（小川裁判官）

6番さんが参加された裁判は、先ほど来お話出ておりますとおり、否認事件ということで争いがございました。量刑だけが論告や弁論で指摘されたわけではございませんけれども、検察側の論告では動機、経緯、殺意の強さ、犯行態様や被害結果、被害感情や再犯可能性、そういった幾つかの御指摘がなされたようでございまして、弁護側の弁論では量刑事情としましては将来の更生環境や犯行後の反省状況などが指摘されたようですが、主には弁護側は殺意がなかったという御主張や心神耗弱の主張、そういったところに弁論では分量を割いていたようでございます。論告や弁論についての印象に残っておられるところはいかがでございましたでしょうか。

○裁判員経験者（6番）

審理の締めくくりに際に行われた検察の論告に関しては、今までの証拠調べの中で審理してきたことの、正直おさらいといえますか確認のように聞いていました。それに対する求刑というのは、当然そのときにはこのような量刑に対して何年というようなものは、私らの中には図り知るものはなかったので、ああそうなんだということでそのまま受け止めて、弁護人のその弁論に対して検察が求めてきたものをいかに減算していくかというところでの判断をしないといけないんだろうなということで、持って帰ったような形です。

○司会者（小川裁判官）

2番さんも3番さんが御参加いただいた性犯罪の裁判におきましても、検察側論告ではやはり犯行態様、被害結果、動機、経緯や被告人の再犯の恐れ、そういったところを主に指摘されたところでございまして、一方弁護側の弁論では、犯行後の反省や謝罪、あるいは捜査に協力したというようなことですか、将来の事情とし

ては妻、奥さんの存在といったところを弁護側は指摘されていたかと思います。論告や弁論、どのように受け止められたか、3番さんいかがでございましたでしょうか。

○裁判員経験者（3番）

私は求刑に対してはそんなものなのかなと思ったというか、参考になったといひましようか、ただ今までのミーハーじゃないですけどもいろいろお話を、ドラマの中とか実際の事件のときとかの求刑に対して、弁護人さんがいろいろ情状酌量の弁護をされたりするんでしょうけれども、大体判決はかなり割り引いて判決されますよね。けれどもそういうところがない場合もあるんだなというのを実感しました。その後、また裁判やり直しとかされたかどうかは分かりませんが。

○司会者（小川裁判官）

そうなんです、2番さん、3番さん御参加いただいた裁判の結論は、求刑どおりの判決だったということでした。

2番さん、論告や弁論をお聞きになられて、あるいは書類を御覧いただいて、量刑評議の際にどのくらい役立てていただけたかというところはいかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者（2番）

論告求刑を、論告を聞いて、求刑を聞いて、この求刑でこんなものなのかなって初め印象で思いました。

○司会者（小川裁判官）

評議の関係、特に量刑評議の関係について皆様の御意見、御感想をお聞きして参ったわけですが、御列席いただいております検事さん、弁護士さんの方で皆

様への御質問などございましたら、お伺いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○法曹三者（鈴木検察官）

余り評議の話には踏み込めないところがあるんですけども、それぞれやられた事件も違うので何とも言えないところがあるんですけども、ちょっと前置きばかり長くて申し訳ありませんが、いろいろ幅の、行為責任の話でこれぐらいのところになったというところで、その他の今いろいろちょこちょこ話が出ているんですけども、一般的な情状の話で一番自分の中で、一言では言えないのかもしれないんですけども、被告人の人の反省なのか、あるいは被害者の人の気持ちなのか、あるいは家庭環境とか生い立ちとかそういうところで、どの辺のところが一番響いたのかなというところがちょっとあれば、お伺いしたいかなと。そういう情状のところ。

○裁判員経験者（1番）

最終的には加害者さんは涙も流して受け止めていただいたように感じているんですけども、大きいか小さいかは別としても、うまいこと裁判官さんがまとめられて、それで涙を流してそれで心が洗われるようなことになったんだろうと私、一人で解釈しているんですが、本当に難しい問題ではありますけれども、そこで御本人、加害者がうんと言ってくださったので、そこが一番救いじゃないかなと。被害者さんも多分お聞きになっておられて、納得は多分しておられないでしょうけれども、いろんな思いがあらわれるだろうというふうに感じて、前回の裁判は思っておりました。

○司会者（小川裁判官）

それでは、具体的な御意見、御感想をいろいろと伺ってまいりましたが、そろそ

る時間もまいりますので、7番目、8番目で御用意させていただいてる御質問に移ってまいればと思います。

まず、これから裁判員になられる方々への何かメッセージを皆様からいただけたらというところがございます。裁判員を経験されたお立場での、何か今後裁判員になられる方へのメッセージとなるようなお言葉、頂戴できればということがございます。お一人お一人伺いしてまいれたらと思いますがいかがでしょうか。

では1番さんから口火を切っていただきましょうか。

○裁判員経験者（1番）

いきなりなんですけれども、最初にはがきが来たときに、出頭という言葉で実はまいりまして、え、何なのというふうに思いましたが、そこで一つのプレッシャーがありました。それで来て、何人かおられて、その中で選ばれたような記憶があるんですが、その部分で言うと最初の印象、そんなに難しくないですよと、やんわりとした口調で言われたらよろしんじゃないかなと、最終的に自分が責任があるわけではないんですが、その辺も含めてやんわりと言っていたらいいかなというふうに、出頭の言葉が一番きつかったです。

○司会者（小川裁判官）

ありがとうございます。そうですね、どうしても出頭という言葉は犯罪者が警察に出頭するという、どうしてもそういう語感がありましてよろしくないかもしれません。ありがとうございました。

順番に伺ってまいりましょうか、2番さん、いかがでしょうか。

○裁判員経験者（2番）

これからなられる方というか、今この時期に、結構今届いているようなんですけれども、何人かの人にどうだったという感じで結構聞かれるんですが、それと同時

にどうやったら断れるのということを、すごくほとんどの人から言われるんですが、私的にはすごくここに来たことで、裁判に出たことで、ニュースを見ていてもやはり全然興味のなかったような、関心のなかったようなこともちゃんと関心を持てるようになったというのもあるので、何かの役に立つとはちょっと分からないですけども、今後来る人には前向きに行ってほしいと。

それで先ほど言われたように、出頭という言葉にはやはり私もどきっとしながら行かなかったらどうなるのかなとか思いながら、来たらやはり、え、これだけ、これだけしか来てないのみたいな感じで、印象を受けて選ばれてしまったみたいな感じだったので、やはり出頭という言葉に対してはそんなに重く受け止めずに行くべきではないかなと思います。

○司会者（小川裁判官）

ありがとうございます。

3番さん、どうぞお願いいたします。

○裁判員経験者（3番）

私はこの裁判員制度が始まったときには、全く別の世界の話のような気がしていたんですけども、昨年候補者になりましたという通知が来たときには、ちょっと面倒なことになったなと正直思いました。でも最終的に呼出しというのがあったときには、私は断る理由も当てはまるものが何もないので、とりあえずは出て、でもくじで当たることもないだろうなと思ってたらくじで当たったんですけども、でも良かったなと思います。

とても良い経験をさせてもらって、よかったから是非、もしそういうことがあったら皆さん参加してくださいねと言っているんですけども、私の周りには高齢者が多いので、でも70才以上だったら断れるんでしょと言う人がほとんどなんですけれども、いやいや事情が許せば断らなくて是非参加してくださいねと言っている

んですけれども。本当にいい経験をさせてもらったと思います。是非、参加してくださいと声を大にして言いたいです。

○司会者（小川裁判官）

ありがとうございます。

4番さん、いかがでございましょう。

○裁判員経験者（4番）

私も3番さんと同意見です。進んで参加されたらいいと思います。ありがとうございます。

○司会者（小川裁判官）

ありがとうございます。

では5番さん、いかがでございましょうか。

○裁判員経験者（5番）

やはり先ほどの話で出てきているように、裁判員は非常に不安と負担とされますので、結構ニュースとか見ていまして来ないんですってね、という話で、呼出しが来ても今6割ちょっとぐらいは確か来ていないというようなデータも見たことがありますけれども、ということはそういうことがまた蔓延化すると、俺も俺も、私も私もというような感じの環境になるんじゃないかなと。確か6年目ですかね、始めて。もう少しシステムを、どういうふうなのがいいのか分からないんですけれども、変えるというか改善できるようなことがあってもいいのかなと思う反面、個人的にはこうやって参加させていただいて、非常にいい経験をさせていただいたというふうに思っておりますので、是非参加していただきたいと思います。

あと遠い、距離、例えばこの裁判所、裁判員が幾つもあるわけではないのでいた

し方ない部分もあるんでしょうけれども、やはり市内よりも市外の人というのはなかなか敬遠されるのかなという。私もちょっと離れたところに住んでおりますので、そういうこともちょっと、今後改革していく上で何かいい方法があるのであれば、できればいいんじゃないかなと思います。

○司会者（小川裁判官）

ありがとうございます。

最後になりました。6番さんどうぞお願いいたします。

○裁判員経験者（6番）

私も皆さんと同じように、当然この場に出てきておられる方は、もちろんよい経験だったから皆さん出て来られているんだろうと思いますし、一緒に裁判で考えた、担当したときの裁判員の方もよい経験だったということが全員だったと思います。ですので、これからは裁判員になられる方には、やはり是非やってもらいたいなと思います。

確かに長期間になりますと、会社を休んだり非常に負担も多いですし、あと控訴審でひっくり返ったりということもやはりあるんでしょうけれども、この裁判員の目的というのがスピーディーにしかも多様な意見を取り入れて、それを反映させていくというのが一つの目的だと思っていますし、評議の際にもそれが非常に出て、いい結論に導くことができましたので、本当に是非、皆さん積極的に参加してもらえたらと思います。

○司会者（小川裁判官）

ありがとうございます。

皆様から心強いお言葉が頂戴できまして、私どももありがたく思っているところでございます。

最後の御質問でございますけれども、本日の意見交換会、これについての御感想あるいは何か今後こういう意見交換会を持つ際の、参考になるような御意見があればということで、こういう質問を最後に付け加えさせていただいておりますが、この点につきましては何かこういう意見交換会の持ち方などについて、何か御提言などありましたら、何かお伺いできればということでございますけれども、いかがでございましょうか、今回意見交換会に御参加いただきまして、ちょっと意見交換会の持ち方については、この点工夫されたらどうかとか、何かございますでしょうか。

○裁判員経験者（1番）

継続は力なりですから、続けていってください。

○司会者（小川裁判官）

なるほど、ありがとうございます。

○裁判員経験者（3番）

半年に1回くらいで開催されているのですか。

○司会者（小川裁判官）

広島では年間3回開催させていただいているところでございます。したがって、4カ月に1回ぐらいのペースでこういうことになりましょうか。

○裁判員経験者（3番）

参加したい方はいらっしゃるでしょうけど、平日ということでなかなか難しい方もおられるんじゃないでしょうかね。

○司会者（小川裁判官）

そうなんです、ちょっと御都合をつけて御参加いただくのがなかなか大変でございますね、今回本当に皆様、御都合つけて御参加いただきまして本当にありがとうございました。

それでは御列席いただきました裁判官、検察官、弁護士の皆様からちょっと最後に一言頂戴できればと思いますが、伊藤裁判長、いかがでございましょうか。

○法曹三者（伊藤裁判官）

本当にお忙しい中をおいでいただき、御意見を述べていただいてありがとうございました。考えなくてはいけない事柄の御指摘がございましたので、それをまた今後の執務の参考にさせていただきたいと思っています。この意見交換会を基に改めた事柄も結構ございますので、今回もそういった意味で貴重な御意見、本当にありがとうございました。

○司会者（小川裁判官）

ありがとうございます。

丹羽裁判長、お願いいたします。

○法曹三者（丹羽裁判官）

丹羽でございます。聞き役に回ると言いながら多々発言をさせていただきましたが、基本的には皆様の御意見、きちっと受け止めてまた今後参加される方々にもやって良かったとだけ思っていたら、そういう裁判員裁判の運営ができるように、検察官、弁護人とも協力しながら、進めてまいります。

本当に本日は貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございました。

○司会者（小川裁判官）

小笠原弁護士さん、お願いいたします。

○法曹三者（小笠原弁護士）

貴重な意見をたくさん聞かせていただきまして、本当にありがたかったと思います。ありがとうございました。

○司会者（小川裁判官）

鈴木公判部長、お願いいたします。

○法曹三者（鈴木検察官）

本日は貴重な御意見をありがとうございました。これを参考にさせていただいて、今後とも分かりやすい立証に努めていきたいというふうに思っております。

別 紙

質 問 事 項

【裁判員裁判に参加しての全般的な感想】

1 裁判員を経験された感想を一言ずつお答えください。

【審理についての感想】

2 法廷での審理に分かりにくい点はありませんでしたか。検察官と弁護人がされた冒頭陳述は、その後の証拠調べをお聞きになる上で役立ちましたか。証人尋問や被告人質問でなされたやり取りは十分理解できましたか。

【評議（特に量刑評議）についての感想】

3 評議では、ご自分の意見を十分述べることができましたか。評議の時間は適切でしたか。

4 量刑評議に当たっては、裁判官から、量刑を決める際のルールや考え方についての説明があったと思いますが、その説明は分かりやすかったですか。

5 審理の締めくくりに行われた検察官の論告・求刑や弁護人の弁論は、量刑評議に当たってどの程度参考になりましたか。

6 量刑評議の中で、同種事案の量刑データをまとめた量刑分布グラフなどの資料が示されたと思いますが、そうした資料を参照することの意味について、理解や納得はできましたか。資料の内容は、量刑評議に役立つものでしたか。

【これから裁判員になれる方へのメッセージ】

7 これから裁判員になれる方へ何かメッセージをいただけますか。

【今後の裁判員経験者との意見交換会について】

8 本日の意見交換会に参加された感想はいかがですか。今後の意見交換会に向けてご意見などはありませんか。

以 上